

2025年4月号のテーマは 再エネ賦課金と税制優遇について

いつもニュースレターをお読みいただき、誠にありがとうございます。
今回は5月度から値上になる再生エネ賦課金と、中小企業経営強化税制が2年間延長になりました。

2025年度 再エネ賦課金について



再エネ賦課金とは再生可能エネルギー発電促進賦課金の略で、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーの導入を拡大させるために、電力会社がこれらの再生エネ電力を買い取っていますが、**この買取りに要する費用を電気料金に上乗せする形で電気を使用する家庭や企業が負担しています。**この負担金および制度が再エネ賦課金（再生可能エネルギー発電促進賦課金）です。

端的に言えば、再エネ導入のためにみんなが負っている負担金です。

再エネ賦課金はkWhあたりの単価設定で、電気の使用量に応じて毎月の金額が決定します。

家庭での平均使用量（400kWh/月）でみると、**1,592円/月、年間19,104円の負担**となります。

制度開始前2011年度は0円/kWhでしたが、2025年5月開始分より**3.98円/kWh**となり、前年度より**0.49円/kWhの値上**となり、平均使用量（400kWh/月）からすると**約196円/月値上**となります。

また4月より電気代補助金がなくなっており、再エネ賦課金とあわせて**716円/月の値上**となります。



中小企業税制優遇制度（経営強化税制）

中小企業経営強化税制について

【適用期限：2026年度末（2027年3月31日）まで】

中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、対象設備の取得や製作等をした場合に、**即時償却又は取得価額の10%の税額控除**（資本金の額等が3,000万円超の法人は7%）が選択適用できるものです。

この制度の対象設備（機械装置）に、太陽光・蓄電池は該当いたします。

＜参考＞対象設備について

設備の種類 ※4	用途又は細目	最低価額	販売開始時期
機械装置	全て（※1）	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	全て（※2）	30万円以上	6年以内
建物附属設備	全て（※3）	60万円以上	14年以内
ソフトウェア ※5	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	70万円以上	5年以内

中小企業庁HPより抜粋

制度内容	100%即時償却又は10%税額控除 （資本金3,000万円超の企業は7%税額控除）
対象者	資本金1億円以下の中小企業 個人事業主
対象設備	太陽光・蓄電池
太陽光の条件	余剰売電型（自家消費比率50%以上） 完全自家消費型

★まとめ！

再エネ賦課金の値上・電気代補助金の終了等により、今後も電気代高騰が続くと予想されます。

国・県・市町村からも、太陽光・蓄電池・エコキュート・V2Hの補助金が多数発表されております。

また企業では、上記税制優遇制度延長も決まりましたので、補助金・税制優遇の活用を含めたご提案をさせていただきます。

是非この機会に当社にお問合せください！！

 **未来環境エネルギー計画** 株式会社

☎088-660-6667

受付時間 9:00～18:00（休業日：土日祝）

住所：〒771-0204 徳島県板野郡北島町鯛浜字川久保87番地1
FAX：088-660-6668

Email：support@mirai-ecoene.com 担当：亀谷

▼徳島で自家消費型太陽光なら未来環境エネルギー計画▼

未来環境エネルギー計画

検索

7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに

